

## 一般財団法人 群馬陸上競技協会専門委員会規定

### (目的)

第1条 一般財団法人群馬陸上競技協会細則（以下、細則という）第2章4条による専門委員会に関する事項を定める。

### (組織)

第2条 細則第2章第4条により次の専門委員会をおく。

・競技運営委員会 ・強化委員会 ・普及育成委員会 ・国民スポーツ大会準備委員会

2 会長は、必要に応じてその他の専門業務を行う担当を置くことができる。

### (委員)

第3条 会長が専務理事と相談してその都度必要に応じて委員長以下を専任する。委員会の各事業は専務理事が統括する。

2 必要に応じて副委員長・部長を置くことができる。

3 委員長は専務理事が指名し理事会で報告する。

4 専門委員会役員の任期は2年とする。

### (任務)

第4条 専門委員会は、担当各業務を遂行するとともに、各業務内容について調査、検討する。理事会の諮問に応じ所掌の専門事項に関し答申する。

2 競技運営委員会は競技会運営に関することを統括する。委員会の中に各担当を置く。

#### (1) 競技運営部

① 競技会日程、要項の作成に関する事。日程は詳細はカレンダー会議で調整し、要項検討委員会で決定する。

② 競技会の準備、運営に関する事。

#### (2) ロード競技部

① ロード競技に関する事。

② 関係機関との折衝（届出等）に関する事。

③ その他ロード競技に必要な事。

#### (3) 記録部

① 本会登録選手の国内外記録の収集整理に関する事。

② 公認記録の審査申請に関する事。

③ 競技会の番組編成データの作成に関する事。

#### (4) 施設用器具部

① 陸上競技場、競走路の設置調査、整備維持に関する事。

② 陸上競技場、競走路の公認に関する事。

③ 施設用器具の調査研究に関する事。

#### (5) 審判部

① 競技規則の確認、解釈に関する事。

② 競技会役員、審判員編成に関する事。

③ 競技会役員、審判員の指導に関する事。

④ 公認審判員の資格審査認定に関する事。

3 強化委員会は、当協会に関わる選手強化に関することを統括する。

#### (1) 強化部

① ダイレクターと連携し、選手強化に関する事。

② 国民スポーツ大会対策に関する事。

#### (2) 駅伝部

① 都道府県男女駅伝・東日本女子駅伝に関する事。

4 普及育成委員会は、主に小学生に関わる事と指導者育成に関わる事を総括する。

(1) 小学生の大会開催に関する事。

(2) 全国交流大会に関する事。

(3) 小学生総体に関する事。

(4) 指導者育成に関する事。（エドゥケーターが担当）

5 国民スポーツ大会準備委員会は、2029年第83回国民スポーツ大会開催に向けて、ソフト面・ハード面ともに計画的に準備を推進する。以下の委員で構成する。

・専務理事・各委員会委員長と副委員長と各部長・事務局長と事務局員・専務理事指名者

### (報告)

第5条 それぞれが業務内容について報告書を作成して専務理事に報告するものとする。

### (規定の変更)

第6条 この規定は、専務理事が会長と相談して変更することができる。その場合、理事会に報告することとする。